

# 地方分権提案への対応について (障害支援区分認定の有効期間の見直し)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課

## 地方分権提案内容

令和元年地方分権提案において、障害支援区分6の方は心身の状態に大きな変化はなく、大多数の方が更新時の区分認定に変更がないことから、障害支援区分6の認定の有効期間(3年)について、上限の延長もしくは撤廃し、その設定を市町村審査会に委ねることが提案されていた。

【参考1】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)

(障害支援区分の認定)

第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。

2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

【参考2】介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日障発0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第二 障害支援区分の認定

1 (略)

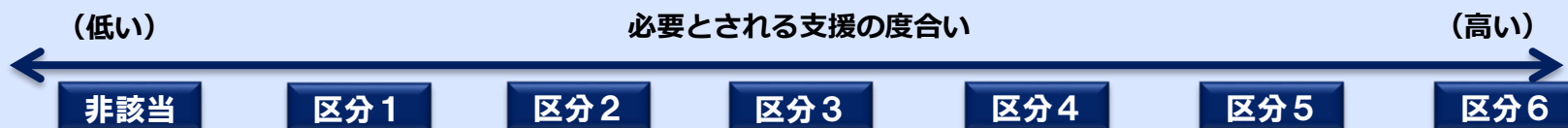
2 認定の有効期間

障害支援区分の認定の有効期間については、三年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、市町村審査会の意見に基づいて三か月以上三年未満の範囲で有効期間を短縮できるものとする。

3 (略)

【参考3】障害支援区分の定義(法第4条第4項)

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



## 現状・課題

- 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、障害支援区分の認定の有効期間については、市町村における認定状況、認定事務の実態等も踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされている。
- このため、障害支援区分の認定状況の調査を行ったところであり、当該調査を踏まえ、有効期間の扱いを含めた事務負担を軽減する方策を検討する必要がある。

## (参考) 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)

### 5 義務付け・枠付けの見直し等

#### 【厚生労働省】

(32) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

(i)～(ii) 略

(iii) 障害支援区分の認定(21条1項)の有効期間については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)における認定状況、認定事務の実態等も踏まえつつ、有効期間の延長を含めた市町村の事務負担を軽減する方策について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 調査概要及び結果

### <調査概要>

- 全国の市町村が入力した①平成30年更新認定データとその前回(平成27年)認定データ、②令和3年更新認定データとその前回(平成30年)認定データの比較・分析を行った。

※平成26年4月に障害支援区分制度が開始。

### <調査対象>

①平成30年更新認定データ(H29.10-H30.9) <前回(平成27年)認定データ(H26.10-H27.9)>	②令和3年更新認定データ(R2.10-R3.9) <前回(平成30年)認定データ(H29.10-H30.9)>
194,084件	216,128件

### <調査結果>

- 「区分6」と認定された者が更新時に「区分6」と認定されるケースは、平成30年更新で約95%、令和3年更新で約97%であった。
- 「区分6」と認定された者が更新時に「区分5～1」と認定されるケースは、平成30年更新で2,329人(約5%)、令和3年更新で1,643人(約3%)であり、一定程度存在することが判明した。

## 調査を踏まえた検討結果(案)

- 「区分6」の認定有効期間上限(3年)の延長等を行った場合には、
  - ・ 「区分6」と認定された者が更新時に「区分5～1」と認定されるケースは毎年約1,600～2,300人(3-5%)見込まれ、障害福祉サービスの適正な提供の観点から影響があること
  - ・ 生活機能や活動制限に係る確認のインターバルも長くなり、状態の変化に応じた障害支援区分の見直しを図る機会を失わせることから、「区分6」の認定有効期間上限は現行どおり3年を上限とする。
- 認定事務に携わる市町村職員、認定調査員、審査会委員等の理解促進や受講しやすい環境を整備することで、市町村の審査事務の効率化を推進し、事務負担の軽減を図る。

# 調査結果詳細(障害支援区分における認定区分状況の推移)

①平成30年更新認定データとその前回(平成27年)認定データ

(単位：人)

		平成30年更新の認定区分												計
		区分6		区分5		区分4		区分3		区分2		区分1		
前回 (平成27年) の認定区分	区分6	49,310	95.49%	2,078	4.02%	183	0.35%	53	0.10%	13	0.03%	2	0.00%	51,639
	区分5	6,966	22.10%	21,862	69.34%	2,390	7.58%	271	0.86%	35	0.11%	3	0.01%	31,527
	区分4	1,190	3.19%	7,260	19.47%	24,911	66.81%	3,500	9.39%	409	1.10%	18	0.05%	37,288
	区分3	361	0.94%	1,397	3.64%	8,113	21.15%	24,329	63.44%	4,037	10.53%	115	0.30%	38,352
	区分2	75	0.24%	239	0.76%	1,484	4.75%	7,867	25.17%	20,680	66.16%	912	2.92%	31,257
	区分1	7	0.17%	19	0.47%	69	1.72%	476	11.84%	1,767	43.94%	1,683	41.86%	4,021
	計	57,909	29.84%	32,855	16.93%	37,150	19.14%	36,496	18.80%	26,941	13.88%	2,733	1.41%	194,084

2,329人(4.51%)

②令和3年更新認定データとその前回(平成30年)認定データ

		令和3年更新の認定区分												計
		区分6		区分5		区分4		区分3		区分2		区分1		
前回 (平成30年) の認定区分	区分6	54,427	97.07%	1,470	2.62%	127	0.23%	37	0.07%	9	0.02%	0	0.00%	56,070
	区分5	6,350	18.26%	26,234	75.45%	1,968	5.66%	195	0.56%	21	0.06%	3	0.01%	34,771
	区分4	1,151	2.76%	6,999	16.78%	30,089	72.15%	3,107	7.45%	341	0.82%	17	0.04%	41,704
	区分3	382	0.87%	1,425	3.26%	8,153	18.66%	29,862	68.33%	3,787	8.67%	93	0.21%	43,702
	区分2	95	0.26%	243	0.67%	1,692	4.70%	7,902	21.94%	25,292	70.21%	800	2.22%	36,024
	区分1	7	0.18%	17	0.44%	61	1.58%	452	11.72%	1,538	39.88%	1,782	46.20%	3,857
	計	62,412	28.88%	36,388	16.84%	42,090	19.47%	41,555	19.23%	30,988	14.34%	2,695	1.25%	216,128

1,643人(2.93%)

## 市町村の事務負担軽減について

- 認定事務の研修については、市町村担当者等に対して、定期的にアンケートを実施の上、市町村審査会等の各種マニュアルや研修資料の改訂を行っており、令和3年度は、模擬事例を用いた市町村審査会の判定プロセスや審査のポイントの解説等の研修動画を新たに作成の上、市町村向けの専用WEBサイトで公開することとしている。
- こうした取組により、認定事務に携わる市町村職員、認定調査員、審査会委員等の理解促進や受講しやすい環境を整備することで、市町村の審査事務の効率化を推進し、事務負担の軽減を図る。

(参考)障害支援区分に係るマニュアル及び研修資料等

### 1. マニュアル

- ①認定調査員マニュアル、②市町村審査会委員マニュアル、③医師意見書記載の手引き、④難病患者等に対する認定マニュアル

### 2. 研修資料(テキスト)

- ①共通編、②認定調査員編、③審査会委員編、④医師意見書編、⑤認定調査員研修テスト、⑥研修実施ガイド

### 3. 研修資料(動画) ※新規

- ①障害支援区分の現状と課題、②市町村審査会委員研修、③認定調査員研修、④医師意見書作成研修、⑤市町村審査会事務局の役割、⑥事例で確認！障害支援区分審査判定の基本

(イメージ)

